

第九節 庄内川、新川洗堰修理

(明治十二年)

新川の開削は、天明四年(一七八四)に尾張藩が普請奉行に水野千之右衛門を任命し、紆余曲折の末、三年の月日を要して完成したものである。およそ六十年は水害がみられなかったが、庄内川本川の河床が流出した土砂の堆積によって上昇し、当初、洗堰は出水が五合水に達すると越流して新川に流れ込んでいたものが、五合水に達する前に越流するようになっていた。明治初期には洗堰付近において堰近くまで砂礫が堆積するに至った。洗堰は崩壊し、余水は新川に流入し、堤防は所々決壊したため新川、水場十五ヶ町村は挙げて洗堰の嵩上げを請願した。これに対して庄内川本川筋の町村は反対の請願をするだけでなく、かえってその低下を陳情する状態であった。

明治十一年(一八七八)に愛知縣令の安場保和は黒川治愿に命じて、幹川堤防の修築とともに堰高を堤防天端から約三メートル下がりの構造に改められ、護岸工事が施工された。

しかし、明治十四年(一八八一)、翌十五年と続けて破壊されて大修理が施され、明治十六年(一八八三)九月竣工した。この時に「修理洗堰碑」が名古屋市西区大野木の庄内川堤防上に建てられた(庄内川流域史)。



⑰ 新川洗堰改修碑

(所在地 名古屋市西区大野木堤防右岸)

洗堰修理碑

明治十一年戊寅夏六月。修理洗堰之工始成矣。乃新川沿村諸民。將往浴邦家。聖明之澤。仰明府賢良之治焉。蓋新川之憂水害者。淵源于莊內川土砂流出。川底漸高。而雨則暴水泓漲。溢入新川。川之沿村。被其害者。年甚一年。於是議重修堰埝之事。議不諧。

時前縣令安場君保和。前大書記官國貞君廉平。及其屬官長君重故。黒川君治愿。誘說村民。議終諧。乃勦工五閱月。其工甫竣。其所修理之洗堰。低於味鉢之堤九尺八寸。以此免其水害者。不獨新川沿村而已。海東郡之東部亦然。故各處人民俱共喜焉。既而辛巳秋九月。河水洪漲。石堰崩決。告官修之。壬午秋十月。暴水復破堰。下流人民驚愕。更請修之。土木課長黒川君治愿及岩本君賞壽相謀。

稟諸縣令國貞君廉平。大書記官野村君賀真。修之。其十月起工。乃使堀田安善氏日夕從事。至癸未九月功成焉。嗚呼此工事。其堅牢非復前日之比。自今以往稼穡豐穰。民庶可以鼓腹。而不啻我郡村之幸。延及他郡村。於是乎。所謂浴聖明之澤。仰賢良之治者。愈可以徵也矣。因建碑錄其事蹟。併記所請願之村名。以供他日紀念云。

明治十六年癸未秋九月 愛知縣令國貞廉平篆額

新川沿村諸願人民誌

讀み下し文

明治十一年戊寅の夏六月、洗堰を修理するの工始めて成る。乃ち新川沿村の諸民將に往いて邦家聖明の澤に浴し、明府賢良の治を仰かんとす。蓋し新川の水害を憂うるもの莊（庄）内川の土砂の流出に淵源す。川底漸く高くして雨降れば則ち暴水泓漲し溢れて新川に入り、川の沿村は其の害を被むるもの年一年と甚し。是において堰埝を重修することを議せしも議諧わず。時に前縣令安場の君保和・前大書記官國貞の君廉平及び其の屬官長の君重故。黒川の君治愿村民を誘説して議終に諧う。乃ち工をはじめめて五閱月にしてその工はじめて竣る。其の修理する所の洗堰は味鉢の堤より低くすること九尺八寸成り。此を以て其水害を免る、は獨り新川沿村のみならず海東郡の東部も亦然り、故に各処の人民俱に共に喜ぶ。既にして辛巳の秋九月河水洪漲し石堰崩決し官に告げて之を修む。壬午（明治十五年）の秋十月暴水また堰を破り下流の人民驚愕し更に之を修めんことを請う。土木課長黒川の君治愿及び岩本の君賞壽相謀る。

縣令國貞の君廉平・大書記官野村の君賀真に稟し之を修む。其の十月工を起し乃ち堀田安善氏をして日夜日夕從事せしめ癸未（明治十六年）の九月に至りて功成る。嗚呼此の工事や。其の堅牢復だ前日の比に非ず。今より以往稼穡豊かに穰り民庶以て鼓腹すべく、而して啻に我が郡村の幸のみならず延いて他の郡村に及ばん。是に於てか所謂聖明の澤によ浴し賢良の治を仰ぐもの愈々以て徵すべきなり。因て碑を建て其の事蹟を録し併せて請願する所の村名を記し以て他日の紀念に供すると云う。

明治十六年癸未秋九月 愛知縣令國貞廉平篆額

新川沿村請願人民誌